

上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」の管理運営に関する協定書(案)

上天草市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」（以下「海の家」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例（平成17年上天草市条例第46号。）第9条（指定管理者による管理）の規定により指定管理者に指定された乙が行う上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第10条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 住民の余暇活用及び健康増進のため、施設を利用させる業務
- (2) マリンレクリエーション技術に関する指導、助言等を行う業務
- (3) 資源及び自然保護思想の醸成に関する業務
- (4) 目的を達するために必要と認められる事項に関する業務
- (5) 海の家の利用許可及びその取り消し並びに停止の命令に関する業務
- (6) 海の家の施設等の維持管理に関する業務
- (7) 海の家の使用に係る利用料金の収受に関する業務
- (8) その他甲が海の家の管理上必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙「上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する別紙1「上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」施設概要」によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」が円滑に運営されるように管理しなければならない。

- (1) 上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例（平成17年上天草市条例第46号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令29号）ほか行政関係法令
- (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）その他の自然公園関係法令
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法令

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

(6) その他

ア 乙は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、本協定第20条において定める安全確保の措置を講ずること。

イ 乙は、施設の使用許可承認等行政処分に対応する権限を行使するときは、上天草市行政手続条例第2章の規定を遵守すること。

ウ 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。次条第1項に規定する指定期間が満了し、又は第13条の規定により指定を取り消された後も同様とする。

エ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委託料)

第6条 管理業務に対する委託料の額は、次の表のとおりとする。ただし、令和8年度から令和12年度までについては、対象年度の予算の範囲内で変更することがある。

対象年度	委託料の額
8年度	金857,000円（うち消費税及び地方消費税の額77,909円）
9年度	金857,000円（うち消費税及び地方消費税の額77,909円）
10年度	金857,000円（うち消費税及び地方消費税の額77,909円）
11年度	金857,000円（うち消費税及び地方消費税の額77,909円）
12年度	金857,000円（うち消費税及び地方消費税の額77,909円）

2 甲は、事業年度の当初に乙と協議した上で前項の表に定める委託料の事業年度ごとの支払計画書を作成し、その計画に従って、乙は書面により請求し、委託料を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(委託料の額の変更)

第7条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記1「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項に疑義がある場合又は同項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両方で協議の上リスク分担を決定する。

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、次に掲げる報告書及び当該報告書の電子データを各年度における11月末日までに甲に報告するものとする。

- (1) 海の家の利用実績に関すること。
- (2) 実施した事業の内容及び実績に関すること。
- (3) 財産及び物品の維持管理に関すること。
- (4) 海を家の管理運営状況に関すること。
- (5) 管理業務の目標達成状況に関すること。
- (6) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に、管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実績に関すること。
- (2) 海を家の利用実績に関すること。
- (3) 年間収支実績に関すること。
- (4) 財産及び物品の維持管理に関すること。
- (5) その他甲が必要と認める事項

3 甲は、施設の良好な管理状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定し、乙は、前2項の事業報告書と合わせ、指標に対する管理業務の進捗状況を甲に提出しなければならない。

4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにし

ておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(情報公開)

第12条 乙は、海の家に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部若しくは一部を返還させ、及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 乙の代表者等が上天草市契約等に係る暴力団等排除措置要綱(平成25年上天草市告示第44号)第3条第1項の別表に掲げる契約等からの排除措置要件の対象者であるとき。

(4) 海を家の指定管理者の募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないとき、又は社会的信用を著しく損なう等乙が指定管理者としてふさわしくないとき。

(5) 前号に掲げる場合のほか、乙が海を家の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。

3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

4 前2項により、この協定が解除され、又は指定管理者が廃止された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定める。

(災害時等における施設の使用等)

第14条 甲が海の家を災害時等における避難施設として使用するときは、乙は当該施設の全部又は一部を優先的に甲に使用させなければならない。この場合において、施設使用料は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により避難施設として使用させた場合において、避難施設の使用が長期にわたるときは、甲の承認を得て業務の全部又は一部を停止することができる。

(大規模災害等の発生に伴う経費の負担等)

第15条 乙は、大規模災害等の不可抗力の発生に起因して乙にあらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の負担が発生した場合、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合、海を家の被害状況等の確認を行った上で乙と協議を行い、当該経費の負担を決定するものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなっ

た施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第17条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第18条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、保険契約を締結するものとする。

2 乙は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。

3 乙が、第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第19条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(海の家の使用)

第21条 乙は、管理物件を除く海の家施設の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(自主事業の実施)

第22条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業が実施できるものとする。

2 乙は、自主事業の実施に際しては、あらかじめ甲に対して別途自主事業実施計画を提出し、事前に甲の承認を受けるものとする。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(重要事項の変更の届出)

第23条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者等の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第24条 乙は、海を家の管理業務に必要な規程及び非常時の体制を整備し、これを甲に届けなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第25条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑

に、かつ、支障なく管理業務の実施が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、乙による管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(協定の改定)

第26条 海の家管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第27条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 上天草市
代表者 上天草市長

乙

別記1

上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」（以下「施設」という。）条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 施設の概要及び管理基準の具体的内容

(1) 施設の概要

施設の概要については、別紙1「上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」施設概要書」に示すとおりとする。

(2) 利用料金

ア 利用料金は、条例の別表に定める使用料金の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

イ 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

3 管理運営業務の基本的事項

(1) 人員の配置

施設利用者の安全を確保し、海の家を適切に管理運営することができる人員配置を行うこと。また、指定管理者として、施設の管理運営業務（以下「業務」という。）全体の統括に専従する者（責任者）を必ず配置することとし、人員配置計画を作成すること。

なお、従業員の雇用については、地元住民の雇用を優先的に行うよう努めること。

ア 有資格者の配置

管理運営業務を行う上で必要とする法令で定める資格を有する者を配置すること。

イ 従業員に対して、施設の管理に必要な研修を実施すること。

ウ 受付事務及びその他体制の整備に必要な人員を配置すること。

(2) 接客業務等

利用者の満足が得られるよう明るく真摯な態度で接客することとし、利用者等から苦情、要望等が寄せられた場合は、誠意をもって応えられる体制を整え、管理運営業務の改善に努めること。

(3) 業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、令和8年4月1日から円滑に海の家の管理に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えること。なお、指定管理者は指定期間終了時又はその他の理由により管理を終了するときは、新たな指定管理者が行う海の家の管理運営業務に支障が生じないよう円滑かつ誠実に引継ぎを行うこと。

(4) 事故等への対応

ア 事故への対応

利用者の急な病気、ケガ等に対応できるようマニュアルを作成し、定期的に従業員の研修を行うこと。

イ 緊急時の対応

緊急時の対応についてマニュアルを作成し、定期的に従業員の指導及び訓練を行い、緊急災害時に関しては、利用者の避難、誘導及び安全確保に的確に対応すること。

4 管理運営業務の内容

指定管理者が行う業務は次の業務であり、基本的内容については、別表1「上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」保守点検及び維持修繕業務」のとおりとする。なお、指定管理者が業務を一体的に委託することは認めないが、個別業務を他者に委託することは可能とする。ただし、事前に市長の承認を得なければならない。

(1) 施設の管理運営に関する業務

- ア 施設利用者への便宜供与、利用促進及び安全管理等、適切な運営を行うことを目的とし、常に利用者に関われたものとし、市民をはじめとするすべての施設利用者に対し公平な運営に留意し、指定管理者の判断により適切に行うこと。
- イ 海水浴場利用者の余暇活用及び健康増進のため、施設を使用させるとともに、マリンレクリエーション技術に関する指導、助言等を行うこと。
- ウ 本施設が雲仙天草国立公園第2種特別地域内に立地していることを認識し運営を行うとともに、自然保護や環境美化に努め、利用者への周知と資源及び自然保護思想の醸成に繋げること。
- エ 接客対応、設営準備等打合せ対応、電話対応、苦情対応等に当たることとし、要望及び苦情に対しては誠意をもって対応するとともに、速やかに内容を市長へ報告すること。
- オ 本施設が公の施設であることを認識し、常に利用者の視点で業務に当たること。
- カ 利用者や地域住民の意見・要望の聴取等、利用者のニーズの適切な把握と反映した運営を行い、サービス向上に努めること。
- キ 上天草市、各種団体、地域住民、公共機関等と協調を図り利用促進活動に努め、依頼等には誠意をもって対応すること。
- ク 近隣地域への応対に当たっては、誠意をもって対応し、地域振興に資する活動等についても積極的に取り組むこと。
- ケ 新型コロナウイルス感染症などの伝染病対策をはじめ、災害対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- コ 防火責任者を配置し、その者の氏名を市長へ報告すること。
- サ 本施設は、海水浴場と隣接していることから、緊急時に備え勤務する職員に普通救命講習を受講させること。
- シ 新型コロナウイルス感染症などの伝染病対策をはじめ、災害対策及び急病人やけが人、苦情、犯罪の発生・報告があった場合は速やかに対応、救護を行うとともに、関係部署等へ通報、事故報告を行うこと。
- ス 災害その他の事故等が発生した場合は、マニュアル等により、利用者の安全確保を第一に迅速に対応すること。また、簡易な薬品、資機材等を常備するとともに、職員に周知する等、非常時の対応について十分な対策を講じること。
- セ 開館時間内においては、施設内を適宜巡回し、不審者・不審車両の

進入防止、火の元及び消火器・火災報知機等の点検、放置物の除去等避難導線の常時確保、不審物の発見・処置等を行うこと。

ソ 開館時間外の警備においては、必要に応じて機械警備を設置する等、異常の発生に際しては速やかに対応できるようにすること。

タ 利用者が安全・快適に海の家を利用できるよう努めること。

チ 明らかに危険のおそれがあると認められる利用者については、直ちにこれを制止して、適正かつ安全な利用が図られるよう努めること。

ツ 個人情報保護の体制を取り、職員に周知徹底を図ること。

テ その他施設の管理運営上必要と認める業務

(2) 施設の利用許可

施設の利用の許可又は許可の取り消しに係る業務を行うこと。

(3) 施設の利用料金の徴収に関する業務

利用料金の徴収、減免及び還付に係る業務を行うこと。

(4) 施設及び設備の維持管理

施設の維持管理業務については以下のとおりとし、利用者に快適な利用環境を与えるため、施設に愛着を持って維持管理に当たること。

ア 施設内の清掃業務

(ア) 日常清掃（日常的に必要な清掃業務）に関する業務を行うこと。

(イ) 定期清掃（ガラス清掃、空調機器フィルター清掃等定期的に必要な清掃作業）に関する業務を行うこと。

イ 施設周辺の清掃等業務

施設周辺の日常清掃（日常的に必要なごみ回収等の清掃）及び草刈業務

ウ 施設内の設備、機器類の保守点検業務

消防設備、機械設備、に関する法定点検、保守に関する業務を行うこと。

エ 屋外施設の清掃管理業務を行うこと。

オ 施設並びに備品等の故障への対応

施設並びに備品等の故障や破損等により修繕の必要が生じた場合は、別途定めるリスク分担表により、1件が5万円未満の軽微な修繕については指定管理者の負担により原状回復を行うこと。なお、施設や備品の故障及び破損等については、修繕の度合いに関わりなく市長に報告すること。

カ 施設の改修等

指定管理期間中に既存施設の解体を含め市が施設の大規模改修を行う場合は、運営面を含めてこれに対応すること。また、指定管理者が行う自主事業等において必要な改修を希望する場合は、市の改修計画への掲載を検討するため、事前に市長に改修内容を提案すること。

(5) 保険の加入

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設若しくは設備が使用に耐えなくなった場合、又は指定管理者の責に帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の全部または一部を賠償する必要があることから、指定管理者が負うべきリスクに備えるため、適切な範囲の施設賠償責任保険及び施設災害補償保険に加入すること。なお、加入後は加入を証明する証書の写しを市長に提出すること。

(6) その他施設の管理に必要な事項

- ア 指定された時間に館内出入り口等の開錠、施錠を行うこと。
- イ 指定された時間に機械警備の開錠、施錠を行うこと。

5 業務要求水準

市は、海の家の利用者の満足度を高め、適切な管理運営を確保するため、業務に係る要求水準を次のとおり定めるものとする。指定管理者は、当該要求水準を満たすよう努力し、満たされていない場合は、必要に応じて業務の改善を行っていかねなければならない。なお、当該要求水準は、施設に常設するアンケートの集計（1年に1回以上）結果で把握することとする。

評価項目	評価指標	要求水準
A 施設全体の満足度	アンケート集計の結果「満足」又は「ほぼ満足」と回答した利用者の割合	80%以上
B 清潔感及び清掃状態		
C 安全対策の満足度		
D 接客態度、サービス及び快適性の満足度		
E 利用者数	指定管理者の事業計画書を基に協定の締結時に協議して決定する。	

※ 集計対象者は、100人以上とする。

6 自主事業に関する業務

指定管理者は、民間事業者等の企画力及びサービス力に富んだサービスを提供し、もって利用者の満足並びに観光及び産業の振興及び健全かつ安定的な施設運営の実現を図るため、自主事業を積極的に行うものとする。

(1) 自主事業に関する基本的な考え方

指定管理者は、積極的に自主事業を企画運営し、海の家への入込客を増やすとともに、自主事業で発生した収益でさらに大きな自主事業を行う等、好循環のサイクルを目指すものとする。

(2) 自主事業における収益

自主事業により発生した収益については、指定管理者の収入とし、指定管理業務の経費並びに自主事業の経費等に充てるものとする。なお、自主事業の積極的な実施により収入過多になった場合でも指定管理料の減額は行わない。

また、自主事業における収支については、施設の指定管理業務に関する収支予算書には算入せず、別の収支予算書を作成し提出すること（指定期間中の経理においても同様に指定管理業務と自主事業を分けて処理すること）。

7 備品、消耗品等

施設に附属する市所有の備品等については、その使用及び保管に十分注意すること。また、指定管理者自らが購入した備品や設備については、指定管理者の所有とし、購入の都度市に報告すること。

(1) 市は、別紙1「上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」施設概要書」

に示す備品一覧（以下「備品等」という。）を無償で指定管理者に貸与するものとする。

(2) 指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

(3) 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、

市は、指定管理者との協議により、必要に応じて市の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

- (4) 指定管理者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- (5) 指定管理者は、備品等の貸与の依頼があった場合は市と協議し、貸与することとする。

8 管理運營業務に係る経費について

- (1) 指定管理者は、当該施設の管理に必要な一切の経費を負担することとする。
- (2) 原則として、1件5万円未満の施設、設備及び機器の維持管理上の修繕については、指定管理者の費用と責任のもと執行することとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、市と指定管理者との協議により実施することとする。
- (3) 指定管理者の維持管理業務に瑕疵がなく公益上必要と認められる5万円以上の施設、設備及び機器の修繕については、市が費用負担し執行することとする。
- (4) 利用料金が発生する施設の利用に伴う経費については、指定管理料に算定していないので、施設利用料収入を充てること。

9 事業計画書、業務報告書及び事業報告書

(1) 事業計画書

指定管理者は、毎年度2月末までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市に提出すること。

事業計画書の主な内容は、次のとおりとし、作成に当たっては、市と調整を図り、市の承認を受けること。

なお、指定管理者は、事業計画に変更の必要が生じた場合は、事業変更計画書を市に提出し、再度市長の承認を受けること。

ア 職員業務分担表

イ 年間行事予定計画書

(ア) 管理運營業務の方針及び重点課題

(イ) 管理運營業務の年間目標（業務要求水準に対する目標）

(ウ) 自主事業の実施計画

(エ) 施設管理の実施計画

ウ 収支計画書

エ その他必要な事項

(2) 業務報告書

指定管理者は、次に掲げる事項を毎年度11月末までに市に報告すること。

ア 海の家の利用者に関する報告書

イ 実施した事業の内容及び実績に関する報告書

ウ 財産及び物品の状況に関する報告書

エ 海の家管理運営に対する苦情、意見、要望等の内容及び処理状況

オ 業務要求水準の達成状況

カ その他市長が必要とする事項

(3) 事業報告書

指定管理者は、次に掲げる項目について、事業報告書を作成し、毎年度終了後2ヶ月以内に市に提出すること。

ただし、指定管理者が、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該取消の日から起算して1か月以内に、当該取消の日までの間の完了報告書を提出しなければならない。

- ア 海の家の実績報告書
- イ 海の家に係る収支報告書
- ウ 海の家利用状況
- エ 海の家利用収入状況
- オ 利用者からの苦情とその対応
- カ その他必要な事項

(4) その他の報告書

指定管理者は、次に掲げる帳簿等を作成し、市の求めに応じて提出できるように整備しておかなければならない。また、帳簿等は、5年間保存することとし、指定期間を過ぎた後も同様とする。

- ア 業務日報（管理運営に関し必要な項目の日々の状況）
- イ 施設利用実績（利用者数及び利用料金収入）
- ウ 事業実施状況
- エ 清掃及び保守点検の実施状況（点検台帳）
- オ 収支に係る経理帳簿及び支出に関する領収書
- カ 各種保守、点検、検査等の契約書
- キ その他各提出書類等の基礎となる書類

10 定例会議の開催

指定管理者は、施設の管理運営業務の適正な執行を図るため、定期的に市との協議の場を設けること。

11 業務に当たっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営を行わないこと。
- (2) 個人情報保護について、職員に周知徹底させること。
- (3) 指定管理者は、上天草市榎合海水浴場休憩施設「海の家」条例第13条の規定により、原状回復の義務を負う。
- (4) 指定管理者は、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うものとする。
- (5) 指定管理者は、この使用書等に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定するものとする。

別表 1

上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」保守点検及び維持修繕業務

	項目	細目	実施頻度等
1	清掃 (事務所・休憩室・調理室・トイレ等)	日常の清掃、整理整頓	開館日
		清掃用具の交換	必要な都度
		消耗品の補給	
2	消防設備	日常の保守管理	開館日
		定期点検	法令等の基準による
3	空調設備の点検	日常の保守管理	開館日
		定期点検	年2回
4	その他の設備・備品 (テラス・テーブル等)	日常の保守管理	開館日
5	軽微な修繕	照明装置の維持、交換	必要な都度
		その他施設の修繕	
6	建物周辺の管理	清掃、除草等	利用者に支障や不満を与えない環境に保つこと
7	その他	施設の維持管理に必要な業務	必要な都度

別記2

リスク分担表（例）

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	施設管理又は運営業務内容に対する住民からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
施設の利用許可等	施設の利用許可、利用許可の取消し等		○
	甲の指定する施設の目的外使用許可	○	
	施設の利用許可、利用許可の取消し等に対する不服申立て	○	
法令の変更	施設管理又は運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治又は行政的理由による事業変更	政治又は行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設若しくは設備の修復による経費の増加又は事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模なもの（注））		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの（注））		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの（注））		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

（注）「小規模なもの」とは、ドア類の金属補修、電気機器類の消耗部品の交換、機器等の修繕で、1件につ

き5万円以内のもの。

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4条 乙は、この協定による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は個人情報保護責任者又は作業従事者以外の物が、当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を、明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10条 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12条 乙は、この協定による業務を労働派遣者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本協定に基づく一切の義務を順守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14条 乙は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）第176条及び第179条の規定に該当した場合は、罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15条 甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17条 乙は、この協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その自己の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(協定解除及び損害賠償)

第18条 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めた時は、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1：「甲」は上天草市を、「乙」は指定管理者を指す。

2：協定業務の実態に即して、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略若しくは削除することができる。

(参考様式 第4条及び第7条関係)

年 月 日

上天草市長 様

○○○○○○○○○○○○
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について

上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」の管理運営に関する協定書「個人情報取扱特記事項 第4条及び第7条」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所属・役職	氏名	連絡先（事故発生時等）

2 作業従事者

所属・役職	氏名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

(参考様式 第13関係)

年 月 日

上天草市長 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称及び代表者氏名)

個人情報が記録された電子情報の消去等について

上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」の管理運営に関する協定書「個人情報取扱特記事項 第13条」に基づき、個人情報が規則された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。